

農業委員会からのお知らせ 「賃借や売買の権利移動」「贈与、相続」「農業者年金」

● 農業委員会事務局 ☎ 22・3254



賃借や売買の権利移動

農

地の賃借や売買の権利移動については、農業委員会に申請して許可を得る必要があります。

申請が必要な事項は左記にあげるものなどです。

▼ 賃借権等の解除の届出

(農地法第18条6項)

▼ 農地としての賃貸借や売買

(農地法第3条)

▼ 自己所有農地を転用する場合

(農地法第4条)

▼ 売買や賃借で転用を行う場合

(農地法第5条)

▼ 農地の賃貸借、売買

(利用権設定)

※ 農業委員会は、毎月25日(土日祝日にかかる場合は前後します。)に開催され、申請の締め切りは、毎月18日(土日祝日にかかる場合は前後します。)となっています。

贈与、相続

農

地を家族に贈与する場合、2つの方法があります。

● 一括贈与

農地のみを耕作目的で一括に贈与することにより、贈与税の猶予を受けられる制度です。

ただし、3年毎に贈与税・不動産取得税の猶予の届出を税務署及び県振興局に提出する必要があります

ます。また、贈与した農地を売買や賃貸することはできません。(部分・全部の贈与税が確定します。)

● 相続時精算方式

農地を含む資産を贈与する場合(宅地・家屋等を含む)、2500万円内であれば、相続時にその贈与税(この場合は相続税として)を精算する制度です。

ただし、前年に税務署への届出が必要です。資産証明書を取られ一度税務署へご相談ください。

※ 相続の場合も農業委員会への届出が必要です。農業委員会事務局までお問い合わせください。

農 業 者 年 金

● 農業者の方なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば誰でも加入できます。農地を持っていない農業者の方や、配偶者や家族従事者も加入できます。

● 少子高齢化時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てる、積み立て方式の年金です。

● 保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。(月額2万円から6万7千円まで。)

● 終身年金で80歳までの保障付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前になくなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった、農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

● 手厚い政策支援があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。国庫補助額も自分の年金として受給できます。

※ 農業者年金の詳しい内容については、農業委員会、JA阿蘇各支所にお問い合わせください。

**現況届は忘れずに提出を！
6月30日までに提出してください！**

農業者年金を受給されている方は、毎年6月に現況届が必要となります。5月末日頃に、農業年金基金から現況届の通知が發送されていますので、署名の上、必ず提出してください。

農作物被害防止のための

電気柵設置補助と狩猟免許取得補助

●農政課 畜産林業係 ☎ 22・3274



鳥獣による農作物被害防止のための電気柵設置補助

イ ノシシ、シカなどによる農作物などへの被害を防ぐために、農業や林業を営んでいる皆さんが行う電気柵の設置に対して助成を行っています。助成を希望する方は、市役所農政課、各支所総務振興係までご相談ください。

●**要件** 市内に住所及び農地を有する人

●**補助対象となる経費** 電気柵資材費（設置1基に係る経費）

●**補助率** 2分の1以内

●**補助金の上限額** 3万円

●**その他** 同一年度内における申請は1か所までとし、1か所あたりの設置数は1基とします。また、補助を受けた箇所については、翌年から5年間は補助を受けることができません。電気柵以外の資材については、事前にご相談ください。



狩猟免許を取得する費用を助成します

農 林産物の保護と生産の安定を図るため、新しく狩猟免許を取得して狩猟活動を行う方に対して補助を行っています。補助を希望する方は、市役所農政課、各支所総務振興係までご相談ください。

●**要件** 市内に住所を有する人

●**補助対象となる経費** 新規に『わな猟免許』、『第一種銃猟免許』を取得するのに要した費用のうち次の経費を補助します。

▼狩猟免許申請手数料
(5200円)《収入証紙購入費》

▼熊本県猟友会の主催する初心者講習会受講料（1種目1万円、2種目1万5千円）

●**補助金** 全額

●**その他** この補助制度は新規に狩猟免許を取得される方のみ対象とし、すでに他の狩猟免許を取得している方の狩猟免許取得費用は対象となりません。

総務省・経済産業省・熊本県・阿蘇市

あなたの回答が、日本経済の**力**になる！

平成26年経済センサス - 基礎調査・平成26年商業統計調査を一体的に実施します

- 全国のすべての事業所及び企業が対象になります。
- 調査の結果は、国及び地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く利用されます。
- 6月下旬から、調査員が事業所及び企業に調査票をお届けします。調査員は必ず「調査員証」を携行していますので、ご確認ください。

※調査の意義・重要性をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いします。

平成26年
7月1日
(火)

平成26年
経済センサス - 基礎調査
商業統計調査

経済センサス 検索

商業統計調査 検索

<http://e-census-syogyo.stat.go.jp/>

6月28日(土)は、
ASOクリーン作戦の日です！

●市民課 生活衛生係 ☎22・3135



市

では、環境月間に合わせ
6月28日(土)に、『ASOク
リーン作戦』と称し国道212
号沿いで美化活動を展開しま
す。

市民全体による環境美化ボラ
ンティア活動として取り組み、
生態系の保全や、阿蘇固有植物
の保全を図るため外来植物の駆
除も併せて行います。皆さまの

参加とご協力をお願いします。
なお、各地域におきましても
美化作業に取り組んでいただき
ますようお願いいたします。(ゴミ
袋は市民課で準備いたしますので、
事前にご連絡ください。)

- とき 6月28日(土)
(受付) 9:00～(開始) 9:30～
- 作業区域 国道212号(はな阿蘇美前～
南小国境)
- ※少雨決行・・・中止の場合は当日午前7時
頃、お知らせ端末により放送します。)
- 集合場所 内牧支所横 多目的広場
- ※ゴミ袋、軍手は準備します。



昨年のクリーン作戦のようす

集落で協力して追い払いましょう！

農地は危険な場所だとサルに学習させるために、
出沒したら必ず追い払うことが重要です。



近

年多くみられるサルをはじめ、
イノシシ、シカといった鳥獣被害対策を地域ぐるみで協
力・連携し、農作物・住環境被害
を未然に防ぐことを目的に、地域
ぐるみ活動研修会を開催します。

講師に「集落ぐるみの鳥獣対策」
の第一人者である井上雅央氏(近
畿中国四国農業研究センター専門
員)を招き、地域で行う鳥獣対策

「地域ぐるみで有害鳥獣被害を守れ！」
専門家による地域ぐるみ活動研修会

●農政課 畜産林業係 ☎22・3274



について研修します。ぜひご参加
ください。

- とき 6月16日(土)午後6時～
- ところ 阿蘇地域振興局
2階大会議室

●研修対象者 ▼各組織代表者
(区長等) ▼地域住民 ▼猟友会
▼関係団体 (JA、地域協議会
等)